

付 議 第 9 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和7年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



6 高財政第 439 号
令和 7 年 2 月 6 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 7 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 7 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案
- 4 こうちグローバル人材育成基金条例議案
- 5 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 6 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 7 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 8 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
- 9 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 10 日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 11 令和 7 年度高知県一般会計予算（所管分）
- 12 令和 7 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 13 令和 6 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 14 令和 6 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第8条のうち職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第10条第19項第4号の改正規定、附則第14条に1項を加える改正規定並びに附則第15条第4項、第16条第4項及び第17条第4項の改正規定並びに第11条のうち公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第23条の3の改正規定中「、第13条、第15条及び第15条の2」を「及び第13条」に改める。

附則第1項第1号中「附則第6項から第14項まで」を「附則第6項から第15項まで」に改め、同項第2号中「附則第15項」を「附則第16項」に改め、附則第14項中「以下この項において」を「以下」に改め、附則第16項を附則第17項とし、附則第15項を附則第16項とし、附則第14項の次に次の1項を加える。

（再任用職員に支給するへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

15 切替日以後に新たに再任用職員に対して適用されることとなる公立学校職員の給与に関する条例第15条の2の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は同項に規定する学校等の移転があった再任用職員について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案 説明

この条例は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）の施行によるへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）の一部改正を考慮し、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員等に対してへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給することとするよう必要な改正をしようとするものである。

新	旧	対	照	表
職員給与に関する条例等の一部を改正する条例（抜粋）			職員給与に関する条例等の一部を改正する条例（抜粋）	
（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）			（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）	
第8条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。			第8条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。	
附則第10条第19項第1号中「から第11条まで、第11条の3、第11条の4、第13条の2及び第13条の3」を「、第10条及び第11条の3」に改め、同項第2号中「第3条第2号、第2号の3、第4号、第4号の2及び第11号」を「第3条第2号及び第11号」に改め、同項第3号中「第6条の5」を「第6条の2」に改め、同項第4号中「から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3」を「 <u>及び第13条</u> 」に改め、同項第5号中「から第11条まで、第11条の3、第13条の2及び第13条の3」を「及び第10条」に改める。			附則第10条第19項第1号中「から第11条まで、第11条の3、第11条の4、第13条の2及び第13条の3」を「、第10条及び第11条の3」に改め、同項第2号中「第3条第2号、第2号の3、第4号、第4号の2及び第11号」を「第3条第2号及び第11号」に改め、同項第3号中「第6条の5」を「第6条の2」に改め、同項第4号中「から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3」を「 <u>、第13条、第15条及び第15条の2</u> 」に改め、同項第5号中「から第11条まで、第11条の3、第13条の2及び第13条の3」を「及び第10条」に改める。	
附則第14条第4項中「令和8年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条に次の1項を加える。			附則第14条第4項中「令和8年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条に次の1項を加える。	
5 公立学校職員の給与に関する条例第12条の2 <u>及び第13条</u> の規定は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず、61歳超臨時的任用職員には適用しない。			5 公立学校職員の給与に関する条例第12条の2、 <u>第13条、第15条及び第15条の2</u> の規定は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず、61歳超臨時的任用職員には適用しない。	
附則第15条第4項、第16条第4項及び第17条第4項中「から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16			附則第15条第4項、第16条第4項及び第17条第4項中「から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16	

条の3」を「及び第13条」に改める。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第10条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

略

第11条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「単身赴任手当」を「単身赴任手当、在宅勤務等手当」に改める。

第13条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

第13条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第14条の2第2項第2号中「100分の15」を「100分の14」に改

条の3」を「、第13条、第15条及び第15条の2」に改める。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第10条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

略

第11条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「単身赴任手当」を「単身赴任手当、在宅勤務等手当」に改める。

第13条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

第13条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第14条の2第2項第2号中「100分の15」を「100分の14」に改

め、同項第3号中「100分の12」を「100分の10」に改め、同項第4号中「100分の10」を「100分の6」に改め、同項第5号中「100分の6」を「100分の2」に改め、同項第6号を削る。

第14条の3第1項第2号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」に改める。

第16条の3第2項中「（以下「国家公務員等」という。）」を削る。

第20条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「額とする」を「額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする」に改め、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第21条第1項第1号及び第2号中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項第1号中「以下「運賃等相当額」」を「以下この条において「運賃等相当額」」に改め、「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が56,200円を超えるときは、支給単位期間につき、56,200円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当

め、同項第3号中「100分の12」を「100分の10」に改め、同項第4号中「100分の10」を「100分の6」に改め、同項第5号中「100分の6」を「100分の2」に改め、同項第6号を削る。

第14条の3第1項第2号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」に改める。

第16条の3第2項中「（以下「国家公務員等」という。）」を削る。

第20条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「額とする」を「額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする」に改め、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第21条第1項第1号及び第2号中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項第1号中「以下「運賃等相当額」」を「以下この条において「運賃等相当額」」に改め、「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が56,200円を超えるときは、支給単位期間につき、56,200円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当

該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が56,200円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、56,200円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額」を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が56,200円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、56,200円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「（以下の項）」を「（以下の条）」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「とするもの」を「とするもの（通勤距離又は通勤時間が人事委員会規則で定める基準を満たす職員に限る。）」に改め、同項第1号を次のように改める。

- （1） 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

第21条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当

該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が56,200円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、56,200円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額」を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が56,200円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、56,200円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「（以下の項）」を「（以下の条）」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「とするもの」を「とするもの（通勤距離又は通勤時間が人事委員会規則で定める基準を満たす職員に限る。）」に改め、同項第1号を次のように改める。

- （1） 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

第21条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当

の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第21条の2第3項中「国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第21条の3 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第23条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「100分の46.2」を「100分の48.7」に、「100分の51.3」を「100分の48.8」に改める。

第23条の3中「から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3」を「及び第13条」に改める。

第25条の3第10号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1

の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第21条の2第3項中「国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第21条の3 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第23条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「100分の46.2」を「100分の48.7」に、「100分の51.3」を「100分の48.8」に改める。

第23条の3中「から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3」を「、第13条、第15条及び第15条の2」に改める。

第25条の3第10号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1

号を加える。

(10) 在宅勤務等手当

第25条の11中「第13条、第14条」を「第13条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1・別表第2 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定（職員の給与に関する条例第13条第2項の改正規定を除く。）、第3条、第5条、第7条から第9条まで、第11条及び第13条の規定並びに附則第6項から第15項までの規定 令和7年4月1日

(2) 第2条中職員の給与に関する条例第13条第2項の改正規定及び附則第16項の規定 令和9年1月1日

2～13 略

(再任用職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

14 切替日以後に新たに職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる職員の給与に関する条例第13条の3、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第4号の2、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条

号を加える。

(10) 在宅勤務等手当

第25条の11中「第13条、第14条」を「第13条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1・別表第2 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定（職員の給与に関する条例第13条第2項の改正規定を除く。）、第3条、第5条、第7条から第9条まで、第11条及び第13条の規定並びに附則第6項から第14項までの規定 令和7年4月1日

(2) 第2条中職員の給与に関する条例第13条第2項の改正規定及び附則第15項の規定 令和9年1月1日

2～13 略

(再任用職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

14 切替日以後に新たに職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下この項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる職員の給与に関する条例第13条の3、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第4号の2、企業職員の給与の種類及び基準に

の 5、公立学校職員の給与に関する条例第16条の 3 及び警察職員の給与に関する条例第13条の 3 の規定は、切替日以後に職員の給与に関する条例第13条の 3 第 1 項、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第 3 条第 4 号の 2、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 6 条の 5 第 1 項、公立学校職員の給与に関する条例第16条の 3 第 1 項及び警察職員の給与に関する条例第13条の 3 第 1 項に規定する異動をした再任用職員又はこれらの規定に規定する公署若しくは県立学校の移転があった再任用職員について適用する。

（再任用職員に支給するへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

15 切替日以後に新たに再任用職員に対して適用されることとなる公立学校職員の給与に関する条例第15条の 2 の規定は、切替日以後に同条第 1 項に規定する異動をした再任用職員又は同項に規定する学校等の移転があった再任用職員について適用する。

（特殊勤務手当に関する経過措置）

16 第 2 条改正後の職員の条例第13条第 2 項の規定は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当の支給について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

（人事委員会規則への委任）

17 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

関する条例第 6 条の 5、公立学校職員の給与に関する条例第16条の 3 及び警察職員の給与に関する条例第13条の 3 の規定は、切替日以後に職員の給与に関する条例第13条の 3 第 1 項、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第 3 条第 4 号の 2、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 6 条の 5 第 1 項、公立学校職員の給与に関する条例第16条の 3 第 1 項及び警察職員の給与に関する条例第13条の 3 第 1 項に規定する異動をした再任用職員又はこれらの規定に規定する公署若しくは県立学校の移転があった再任用職員について適用する。

（特殊勤務手当に関する経過措置）

15 第 2 条改正後の職員の条例第13条第 2 項の規定は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当の支給について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

（人事委員会規則への委任）

16 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案について

参考資料3

第1 条例改正の目的

この条例は、へき地教育振興法の改正※に伴い、定年前再任用短時間勤務職員等に「へき地手当」等を支給するもの
※令和6年12月25日公布、令和7年4月1日施行

第2 対象条例

- (1) 公立学校職員の給与に関する条例
- (2) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）

第3 主な改正内容

- ・へき地教育振興法の改正により、従来「へき地手当」等の支給対象外とされていた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員にへき地手当等を支給する。
- ・暫定再任用職員と同年度生まれ以上の年齢の臨時的任用職員についても、暫定再任用職員に準じて同様に支給対象とする。
（暫定再任用職員と同年度生まれ未満の年齢の臨時的任用職員には、現在も「へき地手当」等を支給している。）

手当の種類	内容	支給率
(1) へき地手当	へき地に所在する公立の小中学校（へき地学校※）に勤務する教職員に支給 ※6年に1度、県教委が状況を調査し指定する	へき地の級（度合い）に応じて 1級（3%）～5級（18%）及び 準へき地（1%）を支給 ※5級地：沖の島小中学校
(2) へき地手当に 準ずる手当	へき地学校に異動し、かつ、当該地域に <u>住居を移転</u> した職員に支給	4%（異動から5年間） 2%（異動から5年後以降）

第4 施行期日等

この条例は公布の日から施行し、当該へき地手当等は令和7年4月1日から支給する。